

弁理士法の一部改正に伴う 特定商取引に関する法律施行令の一部改正について

令和3年11月5日
消費者庁取引対策課

1 現行規定の内容

特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特商法」という。）第26条第1項第8号ニの規定により、他の法律の規定によって訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売における商品若しくは特定権利の売買契約又は役務提供契約について、その勧誘若しくは広告の相手方、その申込みをした者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を保護することができるものと認められる販売又は役務の提供として政令で定めるものについては、特商法の適用を除外しているところ、特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号。以下「特商法施行令」という。）第5条の規定により、当該販売又は役務の提供は、「別表第二に掲げる販売又は役務の提供」としており、特商法施行令別表第2第41号において、「弁理士が行う弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第四条、第五条第一項、第六条又は第六条の二第一項に規定する役務の提供及び同法第三十七条第一項に規定する特許業務法人が行う同法第四十条に規定する業務として行う役務の提供又は同法第四十一条に規定する役務の提供」を規定している。

2 改正の内容

弁理士の所属する法人の名称は、法人制度が導入された平成12年以降、「特許業務法人」とされている（弁理士法（平成12年法律第49号）第2条第7項等）。これは、法人制度の導入時は、弁理士の業務は特許に関するものが典型的であり、より端的に法人の性格を示すとの観点から当該名称を用いることとしたことによる。

しかし、近年、弁理士は、特許に限らず、商標等の知的財産全般を取り扱うことが多く、特許以外の業務を中心に行う弁理士もいるにもかかわらず、弁理士の業務を行う法人の名称が「特許業務法人」という法人名であるが故に、弁理士の行う業務を「特許のみ」と過小に解釈する者も存在し、知的財産全般に関する専門家として弁理士が認知され、活用される機会が損なわれている。

このため、特許法等の一部を改正する法律（令和3年法律第42号。以下「改正法」という。）第8条の規定により、弁理士法（平成12年法律第49号）の改正を行い、同法に規定する「特許業務法人」を「弁理士法人」に改めることから、特商法施行令別表第2第41号の規定について、改正法による改正後の用語を用いるように改正するものである。

また、改正法では、本来誰もが自由に行うことができる業務であるもののうち、①農水産品関連の知的財産に関する業務及び②特許権及び実用新案権の侵害に係る訴訟及び補償金請求訴訟における第三者意見募集制度での意見作成に関する相談業務を弁理士（弁理士法人）の名において行うことができる業務として追加している。

上記①②の業務は、弁理士法第4条に追加されるため、信用失墜行為の禁止（弁理士

法第 29 条)、秘密保持義務(弁理士法第 30 条)が課されることとなり、仮にこれらの規定に違反するような行為を行った場合には、弁理士法に基づく懲戒処分の対象となる。これらの措置により、適切に消費者利益の保護が図られることから、上記①②の業務についても特商法第 26 条第 1 項第 8 号ニに規定する「他の法律の規定によつて・・・役務の提供を受ける者の利益を保護することできると認められる・・・役務の提供」に該当するため、特商法の適用を除外するものとして問題ない。

なお、施行日の時点で存在する特許業務法人については、施行日後は弁理士法人として存続する(改正法附則第 7 条第 3 項)。ただし、その名称中に弁理士法人という文字を用いる名称の変更をしなければ、当該法人は、施行日後も引き続き「特許業務法人」の名称を使用しなければならない(同条第 5 項)。そして、施行日から起算して 1 年を経過するまでの間に当該名称の変更をしなければ、当該法人は、施行日から起算して 1 年を経過する日が経過したときに解散したものとみなされる(同条第 10 項及び第 11 項)。

これにより、既存の特許業務法人は施行日以後弁理士法人として扱われることとなり、既存の特許業務法人について特別の手当を行わなくとも改正後の政令の適用において支障が生じることはないことから、特段の経過措置を設ける必要はない。

3 上記改正についての消費者庁の見解

本改正は上記のとおり、特商法施行令別表第 2 第 41 号に規定する「特許業務法人」を「弁理士法人」に改称するに過ぎず、一部追加される業務についても、本来誰もが自由に行うことができる業務のうち弁理士(弁理士法人)の名において行うことができることを確認するものにすぎず、かつ、弁理士法に基づく懲戒処分の対象となり、消費者利益の保護が適切に図られていることから、形式的な改正にとどまるものとする。

したがって、従前同様、特商法第 64 条第 1 項に規定する消費者委員会への諮問を省略させていただきたい。